

ガス技能講習修了者がガス溶接をする根拠

労働安全衛生法

(就業制限)

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める**資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。**

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—

労働安全衛生法施行令

(就業制限に係る業務)

第二十条 **法第六十一条第一項**の政令で定める業務は、次のとおりとする。

十 **可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務**

—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—

労働安全衛生規則

(就業制限についての資格)

第四十一条 **法第六十一条第一項**に規定する業務につくことができる者は、**別表第三の上欄**に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第三（第四十一条関係）

業務の区分	業務につくことができる者
令第二十条第十号の業務	一 ガス溶接作業主任者免許を受けた者
	二 ガス溶接技能講習を修了した者
	三 その他厚生労働大臣が定める者